みめぐみの

第43部

みめぐみの

第43部

大谷光道著

目次

阿弥陀様と本願（十）……2
免許と同じ……7
現世往生思想との関係……9
日本史の中の大谷家
——浄土真宗の真実
仕掛けられていた紛争のからくり
……12
追い出された？出て行った？…12
二つの仕事……15
GHQの占領政策……16
歴代も「門首」に……20
故人の思い入れ……22
押してはいけない核のボタン…24
お西に脱帽……25
読者の皆様へ……28
あとがき……31

阿弥陀様と本願（十）

今回は、往生人の姿形（第二十一願）と位（第二十二願）についてのお話です。

第二十一願　**設我得仏（せつがとくぶ）、国中人天（こくちゅうにんでん）、不悉成満（ふしつじょうまん）、三十二大人相者（さんじゅうにだいにんそうしゃ）、不取正覚（ふしゅしょうがく）**

私が成仏するとき、私の国（極楽）の人たちが、ことごとく仏の三十二相を具えていないならば、私は覚ったとは言いません。

（具三十二相の願）

註：三十二大人相＝仏様の具える三十二種の良い顔かたち

阿弥陀様は、「極楽に往生した人たちは、仏様と同じ尊い形にする」とのお誓いです。その三十二種の相とは、

手過膝（手が膝より長い、膝の下まである）・身金色（体が金色である）・眉間白毫（眉間にある白い巻き毛で、右に回りながら光を放つ）・頂髻相（頭頂に隆起がある）・広長舌相（舌は顔を覆うことが出来るほど大きい）など三十二の特徴です。

第二十二願

設我得仏、他方仏土、諸菩薩衆、来生我国、究竟必至、一生補処、除其本願、自在所化、為衆生故、被弘誓鎧、積累徳本、度脱一切、遊諸仏国、修菩薩行、供養十方、諸仏如来、開化恒沙、無量衆生、使立無上正真之道、超出常倫、諸地之行現前、修習普賢之徳、若不爾者、不取正覚

私が成仏するとき、他の仏様の国の菩薩たちが、私の国（極楽）

に生まれたなら、必ず一生補処（いっしょうふしょ）という菩薩最高の位に入るようにさせます。ただ、本人の望みによって自由に衆生を済度したいという思いから、衆生のために弘誓（菩薩の広大な誓願）の鎧を着て、功徳善根を積み、一切衆生を解脱させ、諸仏の国に行って菩薩の修行をしたり、十方諸仏を供養したりして、無数の衆生に道を求める心を起こさせようという者は、そのかぎりではありません。この者たちは、並みの菩薩に超えすぐれ、菩薩の行がみな現れて、普賢（ふげん）菩薩のような徳を修めるでしょう。もし以上のことが出来ないなら、私は覚ったとは言いません。

（一生補処の願、還相回向（げんそうえこう）の願）

この願には二つの大切なことが誓われていて、第一に、私たちが極楽に往生すると、一生補処という菩薩最高の位にしていただけるということ（一生補処）、第二に、自分の希望で娑婆世界（この世）に戻ってきて、他の人々を教化させてもらえるということ（還相回向）です。

菩薩から仏までの位は五十二段階あり、下から十信（じっしん）・十住・十行・十回向・十地・等覚（とうがく）・妙覚（みょうがく）。菩薩の最高は五十一番目の等覚で、この上の五十二番目の妙覚は、仏様です。等覚は、今、兜率天（とそつてん）で修行されていて、お釈迦様の次に仏になられる弥勒菩薩のように、次に仏になるお方の位のことです。このように、「一生を終えると仏の位（仏処）を補う」ので一生補処とも言います。

私たちは往生すると、弥勒菩薩と同じ位にしていただけるのです。

第二の、一旦往生した人がこの世界に戻ってくるということですが、衆生済度をしたいという本人の希望と、それに相応しい器量とやる気が必要だと、願の中に誓われています。私たちが、極楽に往生する姿を往相、再びこの世に帰ってくる姿を還相と言い、親鸞聖人はこの往相も還相も阿弥陀様のお力（本願力）が私たちにはたらく（回向されてくる）のだと教えられています。

普賢菩薩

免許と同じ

今は車社会で、免許を持っている人が、三人に二人以上とかです。車の免許には、自分が乗るための免許（一種）と、タクシーやバスのような他人を乗せるための免許（二種）がありますが、往相は一種免許、還相は二種免許にたとえることが出来ます。二種免許は他人を運ぶので、怪我をさせたり死なせたりするわけにはいかないという、一種免許と比べて極めて重い責任があります。往相と還相もこれと同じで、往相は自分のことだけですが、還相には弘誓（ぐぜい）の鎧（よろい）を着る、つまり阿弥陀様と同じはたらきをして、阿弥陀様とほぼ同じ責任があるわけです。

ここで注意すべきことは、真宗の勉強をして、あるいは信心を獲たような気になって、人にそれらしいことが言えるようになると、「私は還相してきた者だから、お前たちを救ってやる」などという思い上がりが起きやすいの

ですが、これはとんでもないことです。

私たちが人に教えを説くことと、その人を救う、つまり阿弥陀様の仕事をすることとは次元が違うのです。教えを説くだけで人が救えるのなら、世の中じゅうの人が救われてしまっているでしょう。人を救うとはそんな生やさしいことではありません。この願の中にもあるように、まず本人のやる気、そして数々の菩薩の修行が出来て、そして並みを超えた器でなければなりません。

他の人を見て「還相の菩薩」と敬うことはいいのですが、自分が還相の菩薩だなどと思うことがもしあるとすれば、自分を損ない、他にも迷惑を掛けることになるだけです。

要するに、「自分は往相（一種）で、他人は還相（二種）に見えることもある」とまとめておきましょう。

現世往生思想との関係

前住上人は、大谷派執行部の犯している教えの間違いを正すのにご苦労になったと、度々お話ししていますが、大谷派の「この世で往生するのだ」という現世往生の思想からも、還相についての錯覚が起こってくるので、そのあたりを考えてみましょう。

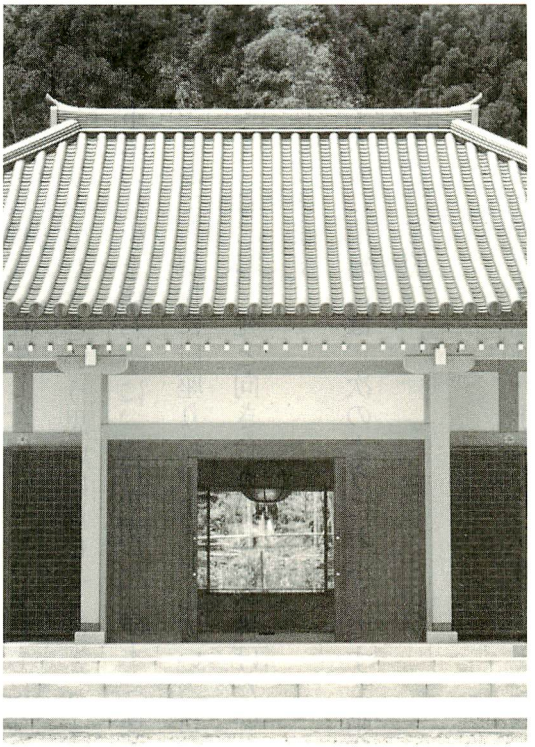

本堂正面より

今ここで（現世で）往生したのだという気持ちになると、次には「私は現世に帰ってきたのだ」という思いに進むことになります。これは、「行く」という本来の往生を願わずに、「行かずに」浄土（極楽）を自分のところに引っぱってきて、現世に居座り続けようとしている自分を正当化しているだけなのです。ここに、死と向き合うことから逃げたいという本音がチラチラ見え隠れしてきます。

前住上人のご消息には、次のようにお示しです（昭和五十七年『御消息』『第二十九部』参照）。

> 還相廻向の大用をわが身に具する如く云はんが為に、宛もこの身を還相廻向の菩薩とする如き妄説は、ただこれ増上慢の極みと云ふべし。如来の大悲矜哀を忘れたる定散自力の迷心と云ふべきなり。

「還相回向という阿弥陀様のおはたらきが自分に具わっている」と言いたいために、あたかも「私が還相の菩薩である」とするような根拠のないでたらめな説は、思い上がりの極みと言わなければならない。阿弥陀様の大きなお慈悲のお心を忘れた定善や散善の自力に迷った姿と言わねばならない。

ここで「自力に迷った姿」とあるように、本来阿弥陀様のお力によるものなのに、自分の力のように錯覚していることから増上慢（思い上がり）が起こるのです。

還相の菩薩は、阿弥陀様のお使いをして、人を救う使命を帯びている人です。思い上がった人は、他人に敬われ慕われることはまずあり得ません。このこと一つを見ても、増上慢がいかに有害であるか、明らかです。

日本史の中の大谷家

――浄土真宗の真実（二）

仕掛けられていた紛争のからくり

追い出された？　出て行った？

今となれば、遠くの景色のように、「創業家が追い出された――いや、出て行った？」と、醒めて眺めることも出来るのですが、いわゆる東本願寺紛争と言われてきた事柄と外部の権力との関係についてのお話をしたいと思います。

父は平成五年に亡くなったので、昭和四十四年からの紛争は父の晩年そのものでした。ＪＲ京都駅前の東本願寺には末寺が八千ヶ寺ほどあり、本山

（東）本願寺と末寺全部が加入している「真宗大谷派」という団体があります。いや、ありました。それで父は最初は、本願寺の住職であり、この団体では「法主」であり「管長」でもあるという地位におりました。

ところが、昭和五十六年に真宗大谷派の最高法規とされる「宗憲」――国の憲法を真似して付けた呼び名?――を、大谷派の執行部が、父には知らせず、がらっと変えてしまいました。

この新宗憲で、新たに「門首（大谷派では「もんしゅ」と呼んでいる）」という用語と地位が創り出されました。まったく無権限で、ただ居るだけ。門首はまったく一切の事柄に何も言えない。そういう立場です。門首とは、蝉のぬけがらのように、今までの「法主」と「管長」の「ぬけがらだけの地位」です。または、門首とは「法主・管長のぬけがらに付けた名前」と言ってもいいでしょう。何故「ぬけがら」になったのかというと、それまで法主・管長の補佐役をしていた宗務総長に、仕事・権限をすべて移してしまっ

たからです。ですから、一般に「呼び名が法主から門首に変わっただけだ」と思われているのは、大きな間違いです。

本人の了解なしに勝手に法主・管長の地位を奪い、代わりにぬけがらの門首という地位を創った内局（法主・管長の補佐機関。後述）は、その後、「その地位に就くように」と押しつけてきました。さらに内局のみならず、当時、地方の内局の支持者たちから「一日も早く御門首の地位にお就き下さるように」という趣

「コンサート〜月に寄せて」（10月10日・本願寺）

旨の嘆願書や上申書などが送られてきていたのを思い出します。

当然のことながら、父はこの「改正」を認めず、その地位には就かないまま、生涯を終えました。

二つの仕事

一般に宗教団体には、大づかみに言って、二つの仕事・機能が不可欠です。まず第一に宗教上の仕事。教えを説く、法要をするなど、教えの上での仕事です。その最高責任者が法主でした。

そして第二には、会社や役所その他の団体と同じように、宗教団体も一つの団体なので、お金や人事に関すること、その他いろいろな事務があります。いわゆる俗事ですね。世俗的な仕事が二つ目です。この最高責任者が、管長でした。

この二つの役目を本願寺の住職が兼ねていました。つまり、父には住職、

法主、管長という三つの仕事がありました。

管長の補佐役（会社で言えば重役、商店などで言えば番頭）として、宗務総長を筆頭に数人の参務（重役）で構成する「内局」という組織があり、宗務総長は、元は宗務顧問会という長老の集まりに意見を聞いて人選し、管長が任命していました。

ところが、終戦後、宗務総長は全国の末寺住職の代表者六十五人で組織される宗議会によって、管長の意思とは全く関係なしに選ばれることになりました。

ＧＨＱの占領政策

ご承知のように、終戦後、我が国はＧＨＱ――General Headquarters（連合国軍最高司令官総司令部。太平洋戦争（大東亜戦争）の終結に際してポツダム宣言の執行のために日本において占領政策を実施した連合国軍の機関）

――の占領下に置かれ、国はもちろん宗教界もその指令のもとに動かなければならなくなったのです。軍服にパイプをくわえてサングラスと言えば、ある程度若い方でもうっすらと、マッカーサー司令官の姿が浮かんでくるでしょう。

ＧＨＱは、二度と日本に「大国に対して戦争を仕掛けることがないように」させるには、日本古来の文化の色彩を極力薄めることと、あらゆる場面で民主化を促進することであると考え、その方針で強力に占領政策を押し進めたのです。大谷派も例外ではなく、このＧＨＱという国家権力をはるかに上回る強大な力に屈し、あるいはそれに迎合する動きが強まり、その結果、宗議会の多数のみで宗務総長が決定されるように宗憲が変更されたのです。

そこには、正当な理由がある場合でも、管長が宗務総長の選び直しや議会の解散を命令出来るような明文はなく、一旦選ばれてしまうと、管長はどうしても任命せざるを得ないところに追い込まれる仕組みが出来上がりました。

それでも十年、二十年の間は、日常の業務は、内局が管長の最終決裁に従っていたので、ギクシャクしながらでも、宗門運営は行われていました。

しかしついに、昭和四十九年にはこの問題が直接的な形で起こり、管長と宗務総長候補が真正面から衝突したのです。管長に一定の約束（※註）をすることで、管長から任命を勝ち取った新総長は、やがて「管長の決裁拒否のため宗派の事務が滞る」として、自ら管長代務者（管長が死亡などで欠けて、すぐには後任を決めがたいときに設ける臨時の役職）を名乗ったり、現管長（父）を解任したとして別の管長を議会で選ばせるなどして宗憲改正を強行し、門首制度を創り上げたのです。この間いくつもの裁判が両者から提起され、さらにそれの控訴、上告で「裁判漬け」の時代が続きました。

この全体を今の時点で眺めると一層よく見えてくるのは、曲がり形（なり）にもここまでのことが出来たその足場は、何と言ってもＧＨＱに屈して作った宗憲だったということで、ＧＨＱの仕掛けておいた起爆装置があるのを見つけて、

そのスイッチを押すだけで、ほぼ自働的にこの「改革」が出来たのだと言えます。

父は「総長が管長の仕事をそんなにやりたいのなら、それでもいいけれど、法主の仕事はどうしても大谷の当主がやらないと、後々、ウチの教えがなくなったり、曲ったり、……」と、最後までこだわっていたのです。この宗憲改正で、管長権限だけが奪われたのであれば、父はおそらく門首にでも就いていたことでしょう。法主という教えの上での仕事・責任まで持ち去られたのでは、ご先祖に申し訳が立たないというのが、父の晩年の強い思いでした。

これが権力者が本願寺と大谷家の歴史を大きく左右した、三度目の出来事です。

紛争の始まりの頃から、私は父の秘書的な手伝いをするようになっていました。常々「何でこんなことになるのか。何でそんなに管長が邪魔になるのか。管長がそんなに内局の邪魔をしたというのか」などの疑問は起こりまし

たが、中々、それほどまでにＧＨＱの仕掛けが強力なものであったとは、気づくことが出来ませんでした。

歴代も「門首」に

この宗憲改正には、実は、この「法主・管長のぬけがら化」以上の大きな問題が含まれているのです。本願寺の第二世・如信上人から父の先代（私の祖父・第二十三世彰如上人）までの歴代法主全部をもぬけがらにしたことです。つまりこれは、八百年もの本願寺の歴史を無き物にすることを意味します。

教えは信心を生み、信心を獲た人は、また他の人を教えます。そしてまた新たな信心が生まれます。

教え――信心――教え――信心……

この連鎖が伝統です。

何かの弾みで、教え方が間違ったり、教わる人が受け取り方を間違えたり

すると、教えが歪められることになります。つまり、連鎖に傷が付くのです。よく言われるように、「遺伝子に傷が付くと、ガンを発症する」そうですが、間違った教え・信心は、ガンにたとえるとよくわかります。親鸞聖人は九十歳で亡くなられたので、聖人亡き後、九十一年目からは聖人の教えを説く人であり、間違った信心を正す人であったのが本願寺歴代で、遺伝子に傷を付けないように、また、付いてしまった傷を治してきたのです。

一方、新宗憲の前文に、「歴代門首」のことばがあることから、歴代も法主でなく門首と規定しているのがわかります。そしてまた、門首は、説いたり正したりする人ではなく聞くだけの人となっている――新宗憲では、門首を「真宗の教法を聞信する人」と規程している――ので、聖人が亡くなられたその瞬間からは説く人、正す人がいなかったことになります。これは、歴史を無視した暴挙としか言いようがありません。

故人の思い入れ

本願寺の歴代法主は、宗祖親鸞聖人の教えを正しく守り、後生に伝えるための活動をし、その軌跡として多くの著作を残してくださいました。そのため、当然のこととして、歴代の著作は信仰上もっとも大切なものとして、今日まで僧侶・門徒により鑑とされ、愛読されてきたのです。『御伝鈔』（第三世覚如上人）や『お文』（第八世蓮如上人）は、特に親しまれている著作です。故人の思い、考え、苦労……などは、書き残されたもの以外に知るすべはありません。

それで、昭和五十六年以前、宗憲では『浄土三部経』などの教典と共に『本願寺歴代の撰述』は、当然のこととして『本派所依の経釈（この宗門の皆が信仰のよりどころとする聖典）』であると決められてきました。いや、決める以前に決まっていることでした。

ところが、新宗憲では、この『歴代の撰述』が削除されてしまったのです。それは、「法主」を無くし新たに「門首」を創り出したこととの帳尻を合わせるためには、当然のことなのでしょう。というのは、法主という教えを守り、伝え、説く責任者を、門首という「聞くだけの立場の人」としてしまった以上、説くことを目的とした著書は「あってはならない」のです。著書を宗憲の条項から削除することによって、その人を無き者にしてしまったのです。

大谷楽苑（10月10日、「コンサート～月に寄せて」にて）

押してはいけない核のボタン

改正前の宗憲のもう一つの欠点は、このような一宗一派の聖典という、宗教団体の生命線とも言える取り決め――つまり聖なる部分――と、宗務総長をどうして決めるかとか、宗門のお金の出し入れをどうするかとか――いわゆる俗事、俗的な部分――を同居させ、両者に優劣を付けず同じ重みで同列に並べていたことでした。憲法の下に条例があるように、上位の法と下位の法に分けるとか――お西（浄土真宗本願寺派・西本願寺）などは、聖なる部分を『宗制』に、俗的な部分を『宗法』にと分けておられる――、変更に必要な議員の賛成の数（二分の一、四分の三、五分の四など）を、条項によって変えるとかの配慮をしていなかったということです。ここのところに、改正前の宗憲に根本的欠陥があったのです。

聖典という、聖の中でも聖なる部分、誰しも変更する前提では決して読む

ことのない部分を、まさか変えようとは思いも寄らないことなので、俗的部分と並列でも何とも考えなかったのでしょう。

「やってはいけない」ということは、裏返せば「やれる」ということになりますね。そこでふと思い出すのが核兵器です。「使ってはいけない」、でも持てば使えるんです。何であんな物があるのかと言うけれども、あるじゃないですか。抑止力とか何とか言って。

昭和五十六年の改正は、核のボタンを押したようなものです。やってはいけないし、誰も押さないだろうと思っていたボタンを押したのです。今の当主だけを追い出したのではなく、二代目から以降を全部追い出したのです。

お西に脱帽

ところで、民主主義、民主主義と言いますが、そもそもその団体の構成員たちの利益（利害）配分の方法としては、つまり、嫌々ながらでも皆を納得

させる方法としては、まことに優れているかも知れません。そこで、大谷派の場合、だれの多数決かというと、僧侶のみに選挙権がある――門徒は無関係、蚊帳の外――ことから、僧侶の利益配分には適しているかも知れませんが、そもそも宗門というのが、これらの人の利益配分のための団体であっていいのでしょうか。

それにしても、ＧＨＱへの服従なのか、迎合なのか、多数決オールマイティー。教えの中身まで平気で多数決で変えてしまえる、きわめて危険な宗憲を何故放置してきたのか。正直なところ、内局に押され押されはしてきたものの、まさかそんなところまで変えてしまうとは、と、「甘かった」としか言いようがなく、宗祖親鸞聖人、歴代、一千万人と言われる御門徒にどれだけ頭を下げてもすまない思いです。先代・父も、こうした思いから、「何とか別に本願寺を建てて」という考えになったのです。

私は昔からよく、「お西では、

ご門主が二人または三人の総長候補をお出しになって、その中から議会が総長を選ぶようになっていて、それはＧＨＱに対して、東のようには屈しなかったのだ」と聞かされてきました。しかし、最近になって、一旦は東のように門主の権限が押さえられたものの（論文『戦後改革期における浄土真宗本願寺派宗制・宗法の制定』本多深諦氏著）、昭和二十七年三月、行きすぎた民主主義を是正すべく宗法を改正されたことが判明し、東と西のあまりにも大きな開きに驚き、改めてお西の方々の賢明さに脱帽しているところです。

このほか、お西では、教義・信仰上の権限・責任は門主に属し、総局（大谷派では内局）はそこに一切立ち入れないように明文化されているなど、レベルが東とまるで違うのに驚きます。今後、大いに参考にさせていただきたいと思っています。

以上、東本願寺紛争と言われてきたものの底に潜む、ＧＨＱという戦勝国の力の影響について、お話ししてきました。

最近、「物と心のバランスが著しく崩れ歪んでいることに気づく」との声が増えつつあるように感じられます。私たちの国・日本が戦後繁栄してきたという点で、戦勝国――今どき適当でない表現かも知れませんが――のお陰を蒙っているのは間違いないところですが、反面、日本の良いところを失ってしまった、あるいは、失いそうになっていることもまた事実でしょう。東日本大震災での被災者の方々が、「自分のことより他を思いやられる姿」に諸外国の人々が心を打たれた話はよく出ますが、あと何十年か先では同じことにならないのではないか、と心配されるところです。

◇　◇　◇　◇　◇

読者の皆様へ

これを読んで、私の繰り言と取られた方も多いでしょう。しかし、繰り言というのは、「もう一度あのときに戻りたい」との思いから過去を懐かしむ愚痴だと思います。心ある多くの方々のお力によって本堂落慶をすませることの出来た私たちの本願寺は、これから新しい組織作りに着手していかねばならぬところに立っています。立派な組織を創っていくためには、過去の大きな失敗の経験を土台にすることが肝要だと思います。

そしてさらに、大勢で足並みを揃えるためには、この苦い経験を皆で共有していかなければならないと思うようになりました。というのは、山形の法讃寺というお寺でも、たいへん熱心な御門徒の熱気に包まれて、これと同様の話をしたのですが、後に、皆さんの『感想文集』をいただいたその中に「宗教家が何故争いをするのか、不信に思っておりましたが、この度のご門跡様のお話で、よく理解出来ました。戦後という状況の中で、信仰の大儀を果たされたのではないかとおもいました。」と述べてくださっていることに

強く励まされ、教えられたからです。

より多くの方に、より深く「経緯の共有」がしていただければと念願して、筆を置きます。

※註：一定の約束

前の内局が京都府知事に出していた『本願寺規則変更申請（宗教法人「本願寺」と宗教法人「真宗大谷派」の役員を分離する宗教法人「本願寺」規則の変更申請）』に対して、新総長候補はそれまでは反対していたが、総長任命を受けるに当たって、「この反対はしない」と約束し、総長の任命を受けた。ところが、任命後、一週間でこれを反故にし、無断で独り京都府庁に赴き勝手にこの変更申請書を取り下げた。これが新たな紛争の種となっていった。

山形・法讃寺で質疑応答（中央は光純新門）

あとがき

みめぐみの刊行委員会

いにしえより、本願寺がある嵯峨の秋は格別な趣があります。そんな十月十日の夕べに、本堂が落慶して初の試みとして、御堂コンサート「月に寄せて―十五夜の集い」を開催。大谷楽苑の合唱を始めフルート、クラリネット、ピアノ、そして独唱の饗宴を多くの聴衆と共に楽しみました。

「阿弥陀様と本願」は十回目、第二十一願と第二十二願で、往生人の姿形と位についてです。また、もう一編は『第四十一部』でご執筆の、歴史研究グループ「なかよし文化倶楽部」でお話された「日本史の中の大谷家―浄土真宗の真実」の続編となり、「仕掛けられていた紛争のからくり」との副題の通り、「東本願寺紛争」を光道台下が独自の切り口で解説された画期的な内容です。

思い出したくない、聞きたくないと嫌悪感を示される方もあるかもしれませんが、台下は「立派な組織を創っていくには、過去の大きな失敗の経験を土台にする」そして「この苦い経験を皆で共有していかなければならない」とお説き下さいます。前に進むために切り捨てるべきは切り捨て、乗り越えるべきは乗り越え、正すべきは正し、台下が説かれる真の浄土真宗の教えを味わいたいものです。

皆様からのご感想、ご質問をお待ちしております。どしどしお寄せ下さい。

バックナンバー、追加注文の頒布価格、送料は次の通りです。
『みめぐみの』１冊の価格は200円（税込）です。

○1冊～4冊＝送料及び振替手数料（70円）はご負担下さい
※送料　1冊＝120円、2冊＝160円、3冊＝180円、4冊＝210円
○5冊～9冊＝送料は実費、振替手数料は不要です
※送料　5～6冊＝210円、7～9冊＝290円
○10冊以上＝送料・振替手数料共に不要です

以上の要領で申し込みを受け付けます。折り込みハガキにご住所、氏名、電話番号をご記入下さい。ハガキに切手は不要です（ご住所には郵便番号をお忘れなく）。

みめぐみの　第43部

2011年11月５日　印刷
2011年11月10日　発行
定価 200円

著　者　大谷光道
発　行　みめぐみの刊行委員会
〒616-8432
京都市右京区嵯峨鳥居本北代町21
本願寺寺務所内
TEL.075(882)6262 FAX.075(882)6220
振替口座　01060-5-56990
印　刷　㈱中外日報社

みめぐみの刊行委員会刊